

B Z D薬害を考える会

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.2 4 2】

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 カ所へ BCC 送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

【目次】

1. PMDA 請求の結果及び審査請求申立て (お知らせ)
2. 名古屋ベンゾジアゼピン薬害訴訟の継続訴訟について (お知らせ)
3. うつ病と不眠症の悪循環を解消する方法とは (添付)
4. 「医行為」の実施・指示を巡る裁判例の教訓は (添付)
5. ベンゾジアゼピン被害の個別訴訟のお勧め (添付)
6. ベンゾジアゼピン医療訴訟を争っている方の情報
7. 皮膚治療薬に睡眠剤混入で健康被害 128 件 意識失い運転中の事故 14 件 (続編)
8. 認知症患者は一部の睡眠薬で脳卒中や骨折が増加 (添付)

【記事】

1. PMDA 請求の結果及び審査請求申立て (お知らせ)

私 (多田) 個人の PMDA の医薬品副作用被害救済制度への申請は、PMDA が却下しましたので、今回も、厚生労働省へ審査請求しました。同省の医薬・生活衛生局 総務課 医薬品副作用被害対策室が審査します。審査期間は約 1 年間とのことです。過去の障害年金の請求において、年金機構の却下決定を MHLW の社会保険審査官が、却下決定を取り消し、支給決定した経緯がありますので、MHLW の医薬品副作用被害対策室の審査に期待します。ただ、医薬品副作用被害救済制度の場合は、副作用であることの証明が必要な点が異なります。社会保険審査官と同様に、主治医の診断書を採用するのか、NCCC 協力医の松本俊彦の意見書を採用するか、MHLW の判断の分かれ目です。審査結果は 2021 年後半頃に分かり次第、お知らせします。

2. 名古屋ベンゾジアゼピン薬害訴訟の継続訴訟について (お知らせ)

2 件の後続の裁判の審理が終結し、以下のとおり、判決言渡し予定日となりました。偶然ですが、同日 (2021/2/18) の判決日になりました。

(1) ベンゾジアゼピン医療過誤の「事故等事案」(医師法) 及び処方薬物の副作用情報の厚労大臣への報告 (医薬品医療機器法) 並びに、準委任契約による原告への報告義務の履行を伴う損害賠償請求事件 (名古屋地裁民事 9 部、令和 2 年(行)5 号)

(2) ベンゾジアゼピン医療過誤の 1 審判決 (仮執行宣言付与判決) の強制執行停止に伴う損害賠償請求事件 (名古屋高裁民事 4 部、令和 2 年(初)第 623 号)

(3) 判決言渡し日:

上記事件(1)について: 2021/2/18 (木) 13:10

上記事件(2)について: 2021/2/18 (木) 15:30

(4) 報告について、BYA 会員及び関係者へ本情報提供で送信、並びに報道各者へ判決文を郵送する。勝訴敗訴に関係なく、関係者の全員へ情報を送信します。

3. うつ病と不眠症の悪循環を解消する方法とは (添付)

<https://halmek.co.jp/beauty/c/healthr/3198>

4. 「医行為」の実施・指示を巡る裁判例の教訓は (添付)

<https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/clinic/jinho/202012/568124.html>

5. ベンゾジアゼピン被害の個別訴訟のお勧め (添付)

私的意見

ベンゾジアゼピン被害者は、大きく分けると、①副作用の治療に専念中の方、②副作用が良くなったので(寛解)、もう忘れようとする方の2つに分かれる。①の方は訴訟どころではないので止むを得ない。しかし、②の方も多い。②の方の心情を推察すると、「どうせ訴訟しても無理に決まっている」と最初から諦めている。そして、自分以外に「後続の被害者の発生を抑えたい」という考え方はあまりないようだ。そういう方々は、元から、「目標に向かって1つ1つ努力して積み上げる」という生き方をしてこなかったのではないかと想像される。診療録がない、診断書がもらえない、など色々な理由があるだろうが、それも1つ1つ努力して解決していなかないと、救済の道は開けない。医療訴訟、それも向精神薬ベンゾジアゼピンの被害を立証するのは多くの困難(費用・時間・精神力)があるが、努力して困難を超えないと、成果も生まれない。

また、被害者同士が、被害実態を話し合うのはいいが、いつまでも、それだけ続けても、何の解決にもならない。立証・説得すべき相手は、第三者の司法官又は行政官である。被害者同士が、「傷を舐め合っている」状態でも、いつまで経っても解決には進まない。相手(加害医療者)は時効(新民法で5年)、医師法の診療録の保存義務期間の5年が経過するのを待っている。だから、時間が経過すると、診療録は廃棄され、訴える権利も喪失する。

以上、厳しい主観になりましたが、これが現実ですから、何もしないと、すべてが「なかったこと」になって、歴史の中に消えていきます。集団訴訟の実現は、相当時間がかかりそうなので、個別の医療者に対する訴訟をお勧めします。

ご参考『(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

民法第724条の2

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。』

6. ベンゾジアゼピン医療訴訟を争っている方の情報

私を知る限り、ウェイン・ダグラス氏と立川さん(障害者手帳及び障害年金給付)と私の3名しかいない。何万人とベンゾジアゼピン被害者が存在するが、訴訟している者が、わずか3人というお粗末な実態である。いまだにベンゾジアゼピンの副作用であることに気が付いていない人も多い。

他に、「ベンゾジアゼピン医療訴訟を争っている方の情報」をご存知の方が見れば、情報提供をお願いします。

7. 皮膚治療薬に睡眠剤混入で健康被害128件 意識失い運転中の事故14件(続編)

<https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/mainichi/nation/mainichi-20201210k0000m040095000c>

8. 認知症患者は一部の睡眠薬で脳卒中や骨折が増加(添付)

<https://mainichi.jp/premier/health/articles/20201209/med/00m/070/002000d>



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史